

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例（令和5年3月30日京都市条例第53号）（都市計画局建築指導部建築指導課）

1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行により、建築基準法の一部が改正されることに伴い、次の措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

(1) 同法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。

(2) 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う構造上やむを得ない建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとしました。

2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、建築物の住宅部分に係るエネルギー消費性能の評価方法として、比較的簡易な方法が新たに定められたことに伴い、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく低炭素建築物新築等計画及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の事務において、これらの計画に係る建築物の住宅部分を当該方法により評価する場合の手数を定めることとしました。

3 その他規定を整備することとしました。

上記1の改正規定は令和5年4月1日から、上記2の改正規定は公布の日から、上記3の改正規定は公布の日又は令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第53号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(7)の項中

「

法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項前段において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	160,000
--	---------

を

「

法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項前段において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	160,000
法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000

に、

「

法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000
---	--------

を

「

法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	27,000
法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000

に、「法第5

5条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの」を「法第55条第4項各号の規定に基づ

「建築物の高さに関する制限の適用除外に係る」に、

「

法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000
--	--------

を

」

「

法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	27,000
法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	160,000

に、「法第5

」

9条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの」を「法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る」に、「法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの」を「法第68条の3第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る」に、「法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さの」を「法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る」に、「既存の建築物を除く」を「法第86条第1項に規定する建築等をするものに限る」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に、「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改める。

「

別表第9備考以外の部分中

「

円
17,000
18,000
32,000
56,000
102,000
154,000
273,000
465,000
820,000

を

に改め、

円
86,000

86,000

同表備考2中「計算」を「評価」に改める。

別表第10(2)の項中	「		「		を		に改め、同表
				17,000			
				18,000			
				32,000			
				56,000			
				102,000			
				154,000			
				273,000			
				465,000			
				820,000			
	」		」				

備考2(2)イ中「基準省令第10条第1号イ(2)」を「住宅部分にあつては基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)、非住宅部分にあつては同条第1号イ(2)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中別表第1の改正規定は令和5年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築指導課)